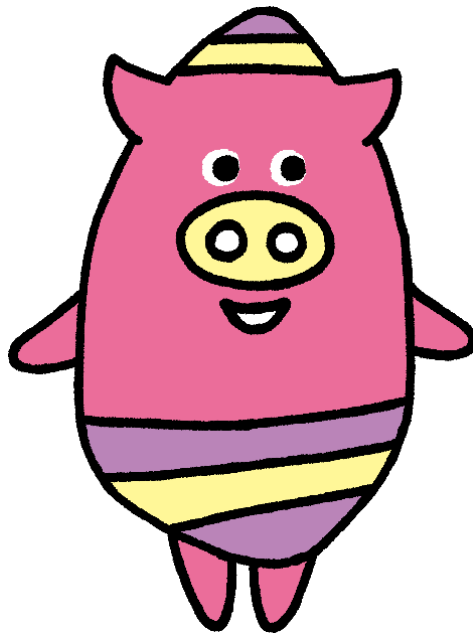


令和7年度
償却資産(固定資産税)申告の手引き

申告受付期間

令和7年1月6日(月)～1月31日(金)

※期限近くになりますと、窓口が大変混雑します。お早めにご提出ください。



沖縄県 読谷村役場 税務課 固定資産税係

〒904-0392 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901番地

TEL(098)982-9206

FAX(098)982-9244

1. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

読谷村内に事業用の償却資産を所有している方や読谷村内の事業所に償却資産をリースされている方は、地方税法第 383 条に基づき毎年 1 月 1 日現在所有している償却資産の内容を申告することになっています。

(2) 申告の方法

償却資産(固定資産税)の申告には以下の 3 つの方法があります。
申告される方はご都合に合わせて申告方法をお選びいただき、申告をお願いします。

① 一般申告

② 電算処理方式申告(電算システムをお持ちの方)

③ eLTAX(エルタックス)による電子申告

※eLTAX による電子申告を行う場合には、電子証明書等を取得された上で eLTAX のホームページから利用の届出を行い、地方公共団体の審査を事前に受けていただく必要があります。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

(3) 提出する書類

① 一般申告をされる方

(初回申告)・・・全資産を申告してください。

提出書類	① 償却資産申告書(償却資産課税台帳)
	② 種類別明細書(増加資産用・全資産用)※該当資産のある方
注意事項 (必ずお読みください)	・該当資産のない方は、申告書右下の「18 備考(添付書類等)」に「該当資産無し」とご記入ください。 ・該当資産がない方は②種類別明細書の提出は必要ありません。

(2回目以降の申告)・・・増減した資産について提出してください。

提出書類	① 償却資産申告書(償却資産課税台帳)
	② 種類別明細書(全資産用・増加資産用)(減少資産用)
注意事項 (必ずお読みください)	【増加資産のある方】 種類別明細書上部の増加資産に○を付け、増加した資産をご記入してください。 【減少資産のある方】 こちらからお送りした種類別明細書の資産の中で、減少となる資産を赤線で消した上でご提出ください。

②電算処理方式により申告される方

提出書類	① 償却資産申告書(償却資産課税台帳)
	② 種類別明細書(増加資産用・全資産用)(減少資産用)
注意事項 (必ずお読みください)	・全国統一様式(第 26 号様式)により記入事項のすべてを記入してください。 ・取得価額・課税標準額の算出につきましては、8ページの「償却資産の評価について」を参照ください。 ・法人にあつては特に決算日以降の増加・減少資産についても、漏れの無いようにご注意ください。 ・全資産について、評価額を記入してください。 ・評価額の最低限度額は取得価額の 100 分の 5 に相当する額です。

③eLTAX による電子申告をされる方

eLTAX(地方税ポータルシステム)により、申告データを送信していただく方法です。
読谷村から郵送した償却資産申告書や種類別明細書の書類提出は不要です。

(4)廃業、解散等により村内に資産がない場合

廃業・解散・村外移転・該当資産がない場合にも申告は必要です。申告書の「備考」欄にその事由及び時期を記載し、提出してください。提出されない場合、未申告として扱われることもありますのでご注意ください。

(5)マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について

申告書には、マイナンバー(個人番号)または法人番号を記入していただく必要があります。個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載いただくようお願いいたします。

(6)申告期限・書類提出場所

申告期限:令和7年1月6日(月)~1月31日(金)

提出場所:読谷村役場 税務課 TEL:098-982-9206

郵送により申告書の控え(受付印を押印したもの)の返送を希望される場合は、申告書の他に返信用切手および封筒を同封してください。これらが同封されていない場合は、返送することが出来ませんのであらかじめご了承ください。

(7)申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

- ① 正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条に基づく読谷村税条例第75条の規定により過料が科せられることがあります。
なお、不申告の方には、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行い償却資産の内容を把握させていただくことがあります(地方税法第354条の2)
- ② 虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金を科せられることがありますので、申告は必ず、また正しく行ってください。

(8)調査協力をお願い

- ① 読谷村では、皆様からご提出いただいた償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、電話又は文書でのお問い合わせ、資料提供のご依頼、実地調査を行っておりますので、その際はご協力をお願いします。
- ② 調査に伴い、償却資産の申告の誤りや申告漏れが判明した場合は、修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、資産の取得年時に応じて遡及することになりますので、あらかじめご承知ください。

2. 償却資産のあらまし

(1) 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、令和7年1月1日現在、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法、所得税法の規定による所得の計算上損金や必要な経費に算入されるもののうち、取得価額が少額である資産、その他の政令で定める資産以外のものをいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当することとなります。

(2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例
1. 構築物	構築物	舗装路面 駐車設備 庭園 外構工事 門 塀 緑化施設 看板(広告塔等)など
	建物附属設備	受・変電設備 予備電源設備 内装 内部造作 その他建築設備など ※建物附属設備のうち、固定資産税において家屋として取り扱われなかったもの。
2. 機械及び装置		工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーターポンプ類等の汎用機械類、土木建設機械(ブルドーザー、パワーショベル等の大型特殊自動車)、その他各種産業用機械及び装置
3. 船舶		ボート 漁船 貨物船 旅客船など
4. 航空機		飛行機 ヘリコプター グライダーなど
5. 車両及び運搬具		大型特殊自動車(分類番号が「0」「00～09」及び「000～099」「9」「90～99」及び「900～999」の車両) 構内運搬車 各種運搬具など
6. 工具、器具及び備品		パソコン エアコン 陳列ケース 医療機器 理美容器具 看板(ネオンサイン含む) 自動販売機 事務用機器 厨房機器及び用品 測定・検査工具など

(3) 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において事業の用に供することができる資産が申告対象になります。
なお、次に掲げる資産についても申告が必要です。

- ① 償却済資産(減価償却が終わり、帳簿上備忘価額で計上されている資産)
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 簿外資産(帳簿に記載されていないが、本来は減価償却が可能な資産)
- ④ 遊休資産(稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産)
- ⑤ 未稼働資産(すでに完成しているが、未だ稼動していない資産)

(4) 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ② 無形減価償却資産(特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等)
- ③ 繰延資産(開業費・試験研究費等)
- ④ 棚卸資産(貯蔵品・商品等 ただし、販売目的ではなく事業目的で使用されている場合は申告対象です。)
- ⑤ 書画・骨とう(ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは申告対象となります。)
- ⑥ 生物(ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象です。)
- ⑦ 法人税法第64条の2第1項、又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの

(5) 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においてはこれらの設備を家屋と償却資産とに区分して評価しています。

① 家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産または業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

② 家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人(テナント)等、家屋の所有者以外の者が施工した内装・造作及び建築設備等については償却資産として取り扱います。

(6)リース資産と納税義務者

リース資産はその契約内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。

契約内容に応じて以下のように申告していただきます。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンス・リースなど)	× (申告不要)	○ (資産の所在する自治体へ申告)
売買にあたるようなリース資産 (リース後に所有者の所有物となるような場合)	○ (自己の資産として申告必要)	× (申告不要)

(7)太陽光発電を設置された方へ

太陽光発電設備を設置している方で次の課税対象に該当する場合には、償却資産の申告が必要です。

① 課税対象について

	10kW <u>以上</u> の太陽光発電設備	10kW <u>未満</u> の太陽光発電設備
個人 (住宅用)	売電をするための事業用資産とみなすため、課税対象となります。	売電をするための事業用資産とはみなさないため、課税対象外となります。
個人(事業用) 法人	発電出力量や、売電の有無に関わらず事業の用に供している資産となるため、課税対象となります。	

② 発電に係る部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法		家屋に一体の建材（屋根材）として設置	架台に乗せて屋根に設置	家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置
太陽光発電設備	太陽光パネル	家屋	償却	償却
	架台	家屋	償却	償却
	接続ユニット	償却	償却	償却
	パワーコンディショナー	償却	償却	償却
	表示ユニット	償却	償却	償却
	電力量計等	償却	償却	償却

家屋 ⇒ 家屋として評価の対象となります。償却資産としての申告は不要です。

償却 ⇒ 償却資産に該当します。償却資産として申告が必要です。

※太陽光発電装置については、課税標準の特例（軽減）が適用される場合があります。

3. 償却資産の評価について

（１）償却資産の納税義務者

賦課期日（毎年１月１日）現在における償却資産の所有者が、納税義務者になります。

（２）価額の決定

固定資産評価基準に基づき、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数、耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価額の決定をします。

(3) 評価額の計算方法

取得時期(前年中に取得した、又は前年前に取得した)に応じて計算方法が異なります。各計算方法は以下のとおりです。

取得時期	計算方法
前年中に取得した資産	取得価額×(1－減価率÷2)
前年前に取得した資産	前年度評価額×(1－減価率)

※減価率は、小数点第4位を四捨五入します。

《次年度以降の算出方法》

次年度以降は、前年度評価額に減価率を乗じて獲た額を控除して計算します。
2年目、3年目、それ以降と計算して得た評価額が取得価額の100分の5(5%)に相当する額を下回る場合には取得価額の100分の5に相当する額を評価額とします。

(4) 課税標準額

読谷村内の賦課期日現在における決定価額の合計が、課税標準額となります。

ただし、課税標準の特例が適用される場合には、決定価額に特例率を乗じたものが課税標準額となります。

(5) 免税点

償却資産の課税標準額となるべき額が、150万円未満の場合は課税されません。

なお、免税点の判定は、資産の所在する自治体ごとに行います。

(6) 税率

税率は100分の1.4(1.4%)です。

◎計算例

・以下の資産を所有していると仮定します。

資産の名称	取得年月日	取得価格	耐用年数
看板	令和6年9月	¥2,000,000	10

・次ページ減価残存率表の耐用年数10 の列を見る。



・令和6年取得(前年中取得)なので減価残存率は0.897になる。



・取得価格 × 減価残存率 = 評価額(課税標準額)

$$2,000,000 \times 0.897 = 1,794,000$$



・評価額(課税標準額) × 税率 = 税額

$$1,794,000 \times 0.014 = 25,116$$



・100 円未満は切り捨ての為、25,100 になる。

よって今年度の税額は¥25,100 になる。



(7)減価率及び減価残存率一覧表

耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率
				31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915	56	0.040	0.980	0.960
27	0.082	0.959	0.918	57	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	58	0.039	0.980	0.961
29	0.076	0.962	0.924	59	0.038	0.981	0.962
30	0.074	0.963	0.926	60	0.038	0.981	0.962